

長久手市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 長久手市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、長久手市ホームページ広告掲載に関する要綱に規定する事項のほか、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解をあたえるもの）

(画像の点滅、切り替わりの禁止)

第3条 アニメーションG I F等を使用した画像の点滅、切り替わりは、利用者に不快感を与えるおそれや、ページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なうおそれがあるため、禁止とする。

(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調や字体を使用するもの
- (2) 「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が長久手市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(alt 属性)

第7条 alt 属性は「広告：」の後に広告主の名称を記述したものとする。

附 則

このガイドラインは平成 20 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

このガイドラインは平成 24 年 1 月 4 日から施行する。